

第3回福岡市バリアフリー整備研究会

議 事 録

日 時：平成 26 年 3 月 24 日 13：30～15：30

場 所：市役所本庁舎議会棟 5 階 502 会議室

出 席：竹下 輝和（会長）九州大学大学院人間環境学研究院 教授

村上 良知 熊本県立大学環境共生学部 教授

外井 哲志 九州大学大学院工学研究院 准教授

佐藤 優（副会長）九州大学副学長 九州大学大学院芸術工学研究院 教授

鬼崎 信好 久留米大学文学部 教授

定村 俊満 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長

山田 敏夫 公益社団法人日本視能訓練士協会 理事

松野 浩二 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団心身障がい福祉センター

岡田 正義 NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会

木内 潤子 公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長

事務局：高木 三郎 保健福祉局総務部政策推進課長

堀 誠一 保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係長

於保 剛 保健福祉局総務部政策推進課バリアフリー推進係

バリアフリー整備検討会関係部署

財政局技術監理部技術監理課、同アセットマネジメント推進部設備課／住宅都市局住宅部住宅計画課、同住宅部住宅建設課、同建築指導部建築審査課、同建築指導部開発・建築調整課、同みどりのまち推進部みどり整備課／道路下水道局計画部計画調整課、同計画部道路計画課、同計画部自転車課／港湾局建設部港湾施設課／中央区地域整備部地域整備課／交通局施設部施設課／教育委員会教育環境部施設課

会議次第

1.開会

2.議題

(1)第2回バリアフリー整備研究会における主な意見及び対応と考え方について

(2)施設整備マニュアル改訂(案)について〔概要・設計編, コラム〕

(3)施設管理者向けバリアフリー改修の手引き(構成素案)について

3.その他

4.閉会

【議事要旨】

- 会 長 : 議事(1) 第2回バリアフリー整備研究会における主な意見及び対応と考え方について、事務局から資料の説明をお願いします。
- 事務局 : [資料1の説明]
- 会 長 : 第2回バリアフリー整備研究会で挙げたご意見に対する対応についてご質問等はないか。
- 各委員 : 意見等なし。
-
- 会 長 : 議事(2) 施設整備マニュアル改訂(案)について〔概要・設計編・コラム〕について、事務局から資料の説明をお願いします。
- 事務局 : [資料2の説明]
- 会 長 : 全体の分量が増えてそろそろ限界のようにも感じている。
コラムについては、前回改訂の際に充実させ、とても良い取り組みであったと思う。
: 資料2についてご質問等はないか。
-
- 委 員 : マニュアル改訂案・概要編の3ページ。「福祉のまちづくり条例の制定の趣旨」は、「我が国は」という書き出しだが、最初に福祉のまちづくりの背景が書かれていないため、書き方を見直してもらいたい。
: 次のページにある条例制定の趣旨も、回遊性について考え方を加えてもらいたい。
また、「この」「あの」のような関係代名詞が多いため、全面的に文章を見直してもらいたい。
: ハードとソフトをあらかじめちゃんと書いてもらいたい。そのうえでハード・ソフトというような書き方をしてもらいたい。
: マニュアル改訂案91ページの次の上にある車いす使用者用簡易型便所の図は、車いす使用者が便房内に入ることができないと考えられるため、図の修正をお願いしたい。
: また、同226ページにある歩車道境界の手すりは、他の図と同じように修正してもらいたい。

: 同 230 ページにマンホールの蓋のはずれの例があるが、今どき外れるマンホールの蓋は無いはずだ。つまづきの要因になる盛り上がりなどの例になると良いだろう。

: 同 236 ページについて、屈折部における誘導ブロックの設置例は、円弧を描くように設置している。このように設置すると方向がわからなくなるといった意見もあるようだが、誘導ブロックは並行に設置するのが原則ではないだろうか。

: もし可能であれば、コラムにおいて、今回の改訂のテーマである回遊性について、例えば天神や中洲川端から寺社仏閣にバリアなく行けるような回遊性に配慮したルートを優良事例として紹介できないか。

事務局

: 指摘いただいた文章や図については修正を検討する。

: 屈折部における誘導ブロックの設置例については、円弧を描くような経路や、歩道上の障害物をよける時などは図のように誘導しており、全国的にも事例は多くある。極端に屈折する場合は点状ブロックを設けるようになってきているが、緩やかにラウンドする経路においては図のように設置するようになってきている。

: また、回遊性に配慮された経路については、まだ整備が進んでおらず優良事例を紹介するのは現状難しい。しかし、福岡市バリアフリー基本計画において、重点整備地区の中で、ネットワークを形成するように整備するよう定めており、計画を紹介することはできると考えられる。

委員

: 地下鉄の駅等から観光拠点まで回遊性に配慮された経路があることを紹介できるようになればよいだろう。

会長

: 次回の研究会で報告してもらいたい。

委員

: マニュアル改訂案 25 ページ。整備基準と誘導基準に加えて、「標準的な整備内容」と「望ましい整備内容」という考え方を導入しているが、どこかで定義しているのだろうか。整備基準と誘導基準の定義は 10 ページにある。整備基準が必ず守るべき基準だとしたら、「標準的な整備内容」と「望ましい整備内容」のランク付けはどのようになっているのか。

事務局

: これまで、「標準的な整備内容」は“整備が必要な事項”、「望ましい整備内容」は“配慮が望まれる事項”という名称であったが、実際に窓口で設計者等に指導する際に説明が難しいという意見が庁内から挙がったため、名称を変更したいと考えている。整備基準と誘導基準は施行規則に明記されている基準であるが、具体的な数値やわかりにくい部分を「標準的な整備内容」、配慮する事項について「望ましい整備内容」として説明を補うことを意図している。

委員

: できれば「標準的な整備内容」と「望ましい整備内容」について、整備基準や誘導基準と同様に 10 ページあたりで、基準との性格的な違いなどについて解説した方が、整備する側にとっては親切ではないだろうか。

会長

: はじめてマニュアルを利用する人にとっては説明が必要だろう。

委員

: マニュアル改訂案 226 ページ②にある、歩道のすりつけ整備例で、歩道全幅員の

場合と部分的な場合が書き分けられているようだが、整備する側にとってはどちらを適用すればよいか分かりにくい。P 226～③にある「1.0m整備することが望ましい」などの表現を図に書き込むなど配慮した方がよい。

: 同 168 ページ①にある、移動経路確保の基本イメージが抽象的で分かりにくい。建物や施設などを並べて描くなど、イメージできるように記載した方がわかりやすい。

事務局 : 指摘いただいた文章や図については修正を検討する。

委員 : 車両の中のバリアフリーについて、施設整備マニュアルのような基準はあるのだろうか。

事務局 : 車両の中のバリアフリーについては、国交省がガイドラインを策定しているが、福岡市独自の基準は特にない。

委員 : コラムでよいので、車いす使用者への対応、視覚障がい者への対応、優先座席の取り扱いなど、民間・公共合わせて簡潔に整理できないだろうか。

会長 : 要望として事務局で検討してもらいたい。

委員 : マニュアル改訂案 277 ページ①にあるイラストについて、標識の頭頂部は立位の状態で地図を見るようになっていよう。車いす使用者等が見やすい高さ等の構造になっているか。

事務局 : このイラストは国土交通省発行のガイドラインから引用している図であるが、頭頂部は夜間照明の設置を表しているもので、案内図は車いす使用者に配慮された高さとなっている。

委員 : マニュアル改訂案 265 ページの次にある公園の簡易型多機能便房の図については、通常袖壁があるのだが、車いす使用者が内部に入って鍵をする際、体をかなりひねらなければならないような図になっている。

: 同 252 ページについて、園路の奥に描かれている横線は何を表しているのだろうか。

事務局 : 簡易型多機能便房の図は修正する。252 ページの園路のイラストの横線は、不要と考えられるため削除する。

委員 : 同 294 ページについて、路外駐車場で、車いす使用者用駐車施設の後方に通路を設けた場合、他の駐車施設と比べて前面に飛び出してしまう。296 ページの次では後方に通路を設けていない図もある。全ての駐車場で 294 ページのような整備をすることは難しいのではないか。現実的な整備の図に修正した方がよい。

: 同 295 ページにある、駐車スペースの幅の例について、幅 350 cm は、通常の駐車スペースである 250cm に 100cm の余裕をもたせたという理解であったが、マニュアルには、幅 140cm のスペースを確保するように記載がある。正しいのだろうか。

事務局 : 整備する側には、通常の幅 250cm に 100 cm の余裕を持たせて整備するよう指導しているが、車いすが回転できる 140cm を確保してもらいたいという意図がある。

委員 : この場合、「介助者が横に付き添えるスペース」と記載があるため、介助者が車いす

使用者を車に移乗させやすい位置に車を移動すると理解でき、また、「自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要」と記載もあるため、特に問題ないと考えられる。

委員 : マニュアル改訂案 250 ページにある公園の入口について、意見交換会の際に P 型ゲートをやめて C 型ゲートとすると説明があったが、C 型ゲートの幅 1.0m で車いすが転回できるのだろうか。

: 建築物と交通機関の施設のエレベータのかごについて、聴覚障がい者への配慮でドアに窓を設置するよう記載があるが、利用当事者からは、階と階の間で止まってしまった場合は窓があっても意味が無いのではないかとこの意見を聞いたことがある。「非常時に階の途中で停止した場合でも直近の階で停止するため外部とやりとりができる」という旨の記載を追加してはどうか。

: 視覚障がい者誘導用ブロックを壁等から離して設置するという記載が「道路」に記載されているが、ショッピング街などの出入口付近にある誘導ブロックを壁から離すという趣旨なので、「建築物」に記載してもらいたい。

事務局 : エレベーター出入口及び視覚障がい者誘導用ブロックに関する記載については指摘の通り対応する。

: 公園出入口の C 型ゲートの幅に関するご質問については、バイク等が進入できないように平面形状が C 型になっているものである。

: 通常の車いすであれば、通行に問題ない幅であるとして以前から C 型ゲートを整備している。電動車いすについては 1.0m の幅では厳しいであろうことを認識している。しかし、これ以上幅を広げるとバイク等が進入できるようになってしまうことが問題である。

委員 : 当事者アンケートでも意見が挙がっていたが、公園に入ることができないゲートを整備するのはどうかと思う。マニュアルに記載があるからといって整備されても、入れない人がいるという状況は変わらない。

会長 : 確かに C 型ゲートの評判はあまり良くないようだ。

事務局 : 郊外部と違い、都心部においては、自転車やバイクを公園に乗り入れて公園の機能を害するように駐輪されているケースが多い。そのため、都心部の公園においては、公園を利用する方への安全を守るため、バイク等の進入を防ぐ必要があることから、C 型ゲートを採用している。郊外部などでバイク等の進入が少ない公園では C 型ゲートを設置しない場合もあり、状況に応じて整備している。

委員 : 公園のゲートの問題は、とても基本的な大事な考え方である。公園の入り口について、方法が他にないため C 型ゲートを整備するという考え方は、結果的に車いす使用者が公園を利用できないことになる。平成 25 年 12 月に「障害者の権利に関する条約」の批准が承認されたが、使える権利がある公園を使えないのは差別につながるのか。これまでにデザイン的にもかなり試行錯誤してきたがまだ有効な手法は見いだせていない。しかし、方法がないからといって公園を利用できなくなる人が

いる C 型ゲートを整備するという考え方はおかしい。

委員 : C 型ゲートの幅を広げるとバイクなども入ることができるようになるため、良心に任せることはできないかとも思うが、現状、マニュアルに C 型ゲートの図を掲載しない方が良い気もする。

会長 : 検討した方が良いだろう。

委員 : マニュアル改訂案 235 ページの上にある道路の図について、線状ブロックを 2 枚だけ敷設している例は、国が定めている整備例なのだろうか。実際、ロービジョン者には判別できるかもしれないが、全盲の方には判別できないだろう。

事務局 : 車道と歩道の境界が分かるように、交差点部などに部分的に誘導ブロックを敷設していた頃の図があるが、現在は誘導ブロックを連続して敷設している。国土交通省のガイドラインで掲載されている敷設例なので掲載しているが、検討したい。

委員 : マニュアル改訂案 76 ページにある福祉型便房の表示の例について、ステッカー類の大きさはどの程度になるのだろうか。

事務局 : JIS で決まっているのはピクトグラム の形状であり、ステッカー類の大きさは特に定めていない。

委員 : 標識は、実際に掲示する場合は、カラーになるのか。

事務局 : 日本では、男女を区別するために、一般的には男が青、女が赤を使っている場合がほとんどである。

委員 : 了解。

会長 : 議事(3) 施設管理者向けのバリアフリー改修の手引き(構成素案)について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 : [資料 3 の説明]

会長 : 何か質問はあるか。

委員 : 道路や公園など、建築物以外を対象とした手引きも作成するのか。

事務局 : 建築物中心の手引きとして作成を検討している。

委員 : 了解。

委員 : 中小建築物の施設管理者に配布する手引きだと認識しており、良い取組みだと思う。

会長 : パンフレット形式になるのだろうか。

事務局 : 10 数ページの薄いものになる予定で、できる限り多くの事例を収集、掲載したいと考えている。

委員 : 改修する際の重要なポイントを押さえていると思うが、さらに、当事者参加の考え方を記載できるとよい気がする。改修の際に車いす使用者などにチェックしてもら

わないと、施設管理者のひとりよがりの整備になってしまう可能性がある。ある自治体では気軽にチェックしてくれる NPO があるが、福岡でもそのような団体を育てていく必要がある気がする。

: 改修の進め方の必要性について、昨今はバリアフリー化が一般的になってきているから、まだバリアフリー化が進んでいない施設は整備が必要であるという旨の内容となっているようだ。さらに、今後の人口構成などを考慮して、高齢者等が施設を利用しやすくなることで利用者増加、売上増加にもつながることなど、整備することがむしろメリットであることも記載すると良い。

委員 : 2 ページの「入れる」という表現は「入りやすい」などとした方が良いだろう。また、「入れることができれば」という表現も修正して欲しい。

: 3 ページの④「コスト調整して代替措置」は、できないならやらなくてよいともとられかねないので、削除した方がよいのではないかな。

: また文体について、「ですます調」と「である調」が混ざっているが、「ですます調」に統一したらどうか。今後は、文章も精査してよい手引書を作ってもらいたい。

委員 : 3 ページの①の本文に、「高齢者や障がい者のある人などの行動特性を理解する」とあるが、少し言葉足らずのようである。高齢者や障がい者には身体面の特徴や特性があるため、行動面の不自由があるということを伝えるように表現を検討してもらいたい。

会長 : 事務局は、次回の研究会に向けて引き続き検討してもらいたい。

: 他に意見が無ければ、最後に、当事者アンケート調査結果の集計結果である参考資料 1 の説明をお願いします。

事務局 : [参考資料 1 の説明]

会長 : 何か質問はあるか。

各委員 : 意見等なし。

会長 : 特に意見等ないようなので、これで第 3 回研究会を終了する。

以上